

『住民と自治』(通巻 585 号)1月号付録 2012 年1月1日発行 自治体研究社

# とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第108号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぐり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 栃木市の地域自治区を考えるシンポジウム 栃木市長あいさつ ----- 2
- 平成の市町村合併と地域自治区の可能性(上) 岡田知弘 ----- 5



## 第9期とちぎ自治講座

# 「地域主権改革」にどう取り組むか ～福祉国家型地方自治体づくりの構想を～

法令による義務付け・枠付けの見直しと県から市町村への権限移譲を内容とする地域主権改革第1次一括法が2011年4月に、そして8月には第2次一括法が成立しました。今後、政省令の公布を受けて自治体での条例化が具体化します。「地域主権改革」は、社会保障の最低基準の引き下げ、規制緩和、民間化の推進、国の責任と財政負担の放棄などが懸念されています。今期の自治講座では、「地域主権改革」の現段階とねらい、そして私たちは地域、自治体でどう取り組んでいくのかについて考えます

❖ とき 2月4日(土) 13:30~16:30

❖ ところ 宇都宮市文化会館 会議室2

❖ 講師 渡辺 治 氏(一橋大学名誉教授)

# とちぎ地域・自治研究所理事会 及び県政白書編集委員会を開催

12月18日（日）午後、宇都宮市内で、第3回県政白書編集委員会及び第2回研究所理事会及びを開催しました。

前半の第3回県政白書編集委員会では、大木一俊副理事長が「脱原発と再生可能エネルギーの推進」について、事務局長として取り組んでいる「原発いらぬ栃木の会」の活動も紹介しながら報告しました。討論では、県が進めているメガソーラーや金融投資の対象としてモデルを構築するのではなく、地域経済の活性化に結びつくような市民レベルでの再生可能エネルギー推進の必要性や脱原発、そして当面の課題である放射性物質の除染の在り方などが議論されました。そして、1月の編集委員会で構成と執筆者を決定し、7月の発刊を目指して取り組んでいくことを確認しました。

続いて開催した第2回理事会では、①1月6日に開催した「栃木市の地域自治区を考えるシンポジウム」が地域協議会委員

や市会議員、自治会関係者など85名の参加があり、地域自治区の役割を確認し各自治区の定着と旧栃木市での自治区の設置を展望する 有意義なものだったこと  
②2月4日に第9期とちぎ自治講座「『地域主権改革』で地域はどうなる～福祉国家型地方自治体づくりの構想を」（講師 渡辺治一橋大学名誉教授）を開催する  
③2012年度は研究所設立10周年になることから、第3次県政白書を10周年記念誌と位置付け、刊行後記念シンポジウムを開催することや再生可能エネルギーの先進地視察旅行（国内、海外？）を検討する  
④自治体問題研究所の中島事務局長から「新しい時代の地方自治像」研究と2500万円を目標に取り組んでいる募金活動の現状についての報告と募金への協力要請がありました。

終了後、会場のホテル内で有志による懇親会を開催しました。

## (2011.11.6) 栃木市の地域自治区を考えるシンポジウム あいさつ

栃木市長 鈴木俊美

栃木市長の鈴木です。

まず、何故、この栃木市におきまして地域自治区が誕生したのか、県内で初めてだったということも含めて、その経緯について、当事者でもありますのでお話をさせていただきたいと思います。

1市5町での合併に向けての話し合いが始まった当初から、当時大平町の町長をさせていただいておりました私は、持論として合併後は何としても地域の自治組織制度

を作るべきだ、作らなければならないという思いを一貫して持っていました。その組織にどんなものがあるのかということの検討の中で、合併協議が始まって以降、終始何らかの地域自治制度は作らなければいけないというふうに強く主張させてもらいまして、当時の首長さん方からもご理解をいただき、特に旧町としては何としても地域自治制度は作るべきだということになってきました。

しかし、ではどのような制度が良いのかということについては、手探りの状態でありましたので、その勉強から始まったわけでありました。そして、いつしか地域自治制度の検討については、正式にはないのですが鈴木が担当ということになって参りまして、そして合併協議会事務局の中でも事実上担当職員が決まってきました、その職員と一緒にずっと研究をしてきたという経過がございます。

ご案内のとおり、地域自治組織の法的な制度としては、地方自治法に基づく制度と合併特例法に基づく制度にまず大きく分けられると思います。このうち地方自治法に基づく制度は、同じように地域自治区という名称が使われております。それから合併特例法の中には、二つ制度がありまして、一つが同じ地域自治区、もう一つが合併特例区という制度があります。まずこれらの制度のうちどの制度を使っていくべきかという検討と、これらの法的な制度ではない独自の地域自治制度を作っていくかという大きな二つの観点から検討をしたわけでありました。

地方自治法上の一般的な地域自治区といわれるのは、どういう制度かといいますと、結局これは採用はしなかったんですけども、地方自治法上の地域自治区の場合の私たちが検討した最大のネックは、地域自治区の代表者には民間人がなれないということでした。つまり職員が代表になるということが明確に定められておりますので、民間からその地域自治区を代表する人を選ぶことができないということが、最大のネックであると感じたわけです。ただ、メリットは、これは区域は問わないんです。どの区域をどう分けて自治区を設置しても自由だという点では非常にメリットを感じます。

他方、合併特例法に基づく地域自治区は、

まずデメリットは旧市町単位でしか作れないということです。これが最大のデメリットだと思います。ただ、メリットとしては地方自治法とは逆で、地域自治区の代表には民間人の方もなれるということがあります。

それと合併特例法の地域自治区は期間を定めなければならないわけです。何年と決められているわけではありませんが、とにかく期間を定めなければならない。地方自治法上の地域自治区は期間の定めはありません。そういう違いもあります。

合併特例法のもう一つの制度である合併特例区というのは、法人格があります。その市の中の一つの独立小国みたいな感じに捉えていただければ間違いないかと思えます。逆に、これを選ばなかったのはそういう意味もあるわけです。そこまで強い独立国に近いものになってしまうということについては、正直躊躇がありました。そのようなことから、合併特例法の中の地域自治区を選ばせてもらった経過があります。

そのような形でスタートしたところでありましたので、課題の一つは旧栃木市、現栃木地域に地域自治区が設定されていないということです。何故かといいますと、一つには、当時の栃木市さんは、栃木市には既に自治会の連合組織とか地域コミュニティーがかなり整備されているので、自治区設置の必要性が薄いということをおっしゃっておられました。当時は、栃木市がそう言うのであれば、他の町の町長としてはそれ以上言わなかったということもあります。それから、先ほど申し上げたとおり、地域自治区の場合、旧市町単位でしか設置できませんので、旧栃木市全域を一つの地域自治区にするというのは一寸広すぎると思います。この点が、地方自治法上の地域自治区なら幾つにも分けられるということにな

ります。この辺りは後ほど上越市の池田さんから必ずお話があると思います。上越市はそのような制度を作られたわけですから、大変すばらしいと思います。

従いまして、今後の課題としては、一つは、栃木地域にこのまま何も作らなくても良いのかということです。ただ栃木地域の特性の一つとして自治会組織が結構しっかりしています。単位自治会があって、さらに幾つかが集まって連合組織ができ、さらに全体の栃木地域の連合自治会組織がありまして、これらが伝統的に強い存在基盤を持っておりまして、これらと別の地域自治制度を作っていくということを理解していただけるか、その辺りから始まらないといけないというのが栃木地域だと思っています。

それと、都賀地域の小平区長からお話があると思いますが、現実の地域自治区の活動としてどこまで生き活きと活動していただいているかということについては、もしかしたら多少問題があるように感じておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。この点については、要は絵に描いた餅で終わってしまっただけは何にもなりません。これを活かすも殺すもやはりその制度を使っていく市民の方々だと思っています。「何をやったらいいんだい」ではなくて、「何をやらせろ」というふうにどんどん要求をしていただいたり、これをやりたいからそれに見合ったことを市はきちんと作れ

ということをどんどん要求をしていただいたりということになっていったら理想だというふうに思っています。ややもすると、「何をすればいいんだ」「市はなかなかお金も付けてくれないじゃないか」というようなことはあるんですけども、もう少し自らどんどんこの制度を使っただけできるようになっていったら、生き活きとしてくるんだろうと思っています。

いずれにしましても、当初の地域自治区設置期間が5年間でありまして、この5年の間にいかにこの制度を作っていくかということかと思っています。5年経過後については、この地域自治区をもう一回残すのか、或いは他の制度に作り変えていくのか一応検討することになっておりますが、私自身は何れにしても地域自治組織は何としてもこの栃木市には作っていかねばならないという思いは強く持っておりますので、それらも踏まえて今後、実験も重ねながら定着していただくことを心から望んでおります。

今日は、地域自治区のことについて勉強していただけたらありがたいし、私が期待しているのは上越市の体験を池田さんから直接お聞きしたかったのですが、今日は栃木市でもいろんな行事がございまして聞けないのが残念ですが、是非、皆様良い学習をしていただけたらありがたいと思います。今日は、本当にこんなに大勢の方にお集まりいただきましてありがとうございました。



# 平成の市町村合併と地域自治区の可能性 (上)

岡田 知 弘 (京都大学教授、自治体問題研究所理事長)

## 目 次

はじめに

- I なぜ、市町村合併でうまくいかないところが多いのか (以上、本号)
- II 平成の大合併と地域自治組織 (以下、次号)
- III 上越市の地域自治組織のとりくみの先駆性と地域自治区の可能性

## はじめに

京都大学の岡田でございます。私は、今日主催しておりますとちぎ地域・自治研究所のような各県ごとの自治体関係の研究所の全国ネットワークである自治体問題研究所の理事長をしています。専門は地域経済論という分野ですが、経済学の方から自

治体の問題をとらえています。わかりやすくいいますと、地域づくりをするために自治体と住民あるいは中小企業や農家の方がどういう連携の仕方が一番いいのかというところを最近では研究します。

### 1) 地方自治体、とりわけ基礎自治体とは何か

○住民の命と基本的人権を保障すべき自治組織 「住民の暮らしの組織」

○地方自治の2つの側面 団体自治と住民自治

今、鈴木市長さんから地域自治区に関わる制度的な説明を弁護士さんらしく法的にカチッと説明されたわけですが、私の方は地方自治体とは何なのかということから話をしてみたいと思います。

意外と知られていないのですが、戦前にも地方自治体はあったという理解をされている人が多いのですが、明治憲法下では地方自治体はありませんでした。地方公共団体はありましたけれども、知事選はありませんで内務省の官僚が順番に割り振られて来ました。県議会議員選挙は男性だけが投票できるというものでした。結局、国の出先機動的な役割を果たしていたわけです。これは、戦後の平和憲法、民主的な国家を作っていくという時に問題になってきます。それで憲法の中に明確に国と対等な関係の地方自治体を置こうじゃないか

ということになります。それが団体自治です。その団体自治のあり方を誰が決めるのか、天皇主権の時代が終わって国民主権の時代ですから、住民自身が首長や議員を女性も含めて直接選挙で選ぶ、場合によっては住民投票とか直接請求とかの直接民主制によってその自治体のあり方を決めていくということになりました。これが住民自治です。団体自治と住民自治が合わさって初めて地方自治体の中身ができてくるわけです。

それで地方自治体は一体何をやるのかということですが、地方自治体、特に基礎自治体の最大の責務は、住民の基本的人権を保障すること、そして、特に今回の東日本大震災で沢山の方々が犠牲になりましたけれども、住民の命と暮らしをしっかりと保障していくということです。

### ○地域づくりを進めるための地域内再投資力の一大主体

これは模式図的（図1）にいいますと、  
どの地域であれ、与えられた自然条件の下  
で私たちの祖先が歴史的に沢山の活動の蓄  
積をし、そして今この栃木市がつくられて  
いるわけです。栃木市という基礎自治体は、

皆さんが生まれた時から亡くなるまで何ら  
かの生活や生産に関わる行政サービスをし  
ています。いってみれば住民の暮らしの組  
織であると捉えることができます。

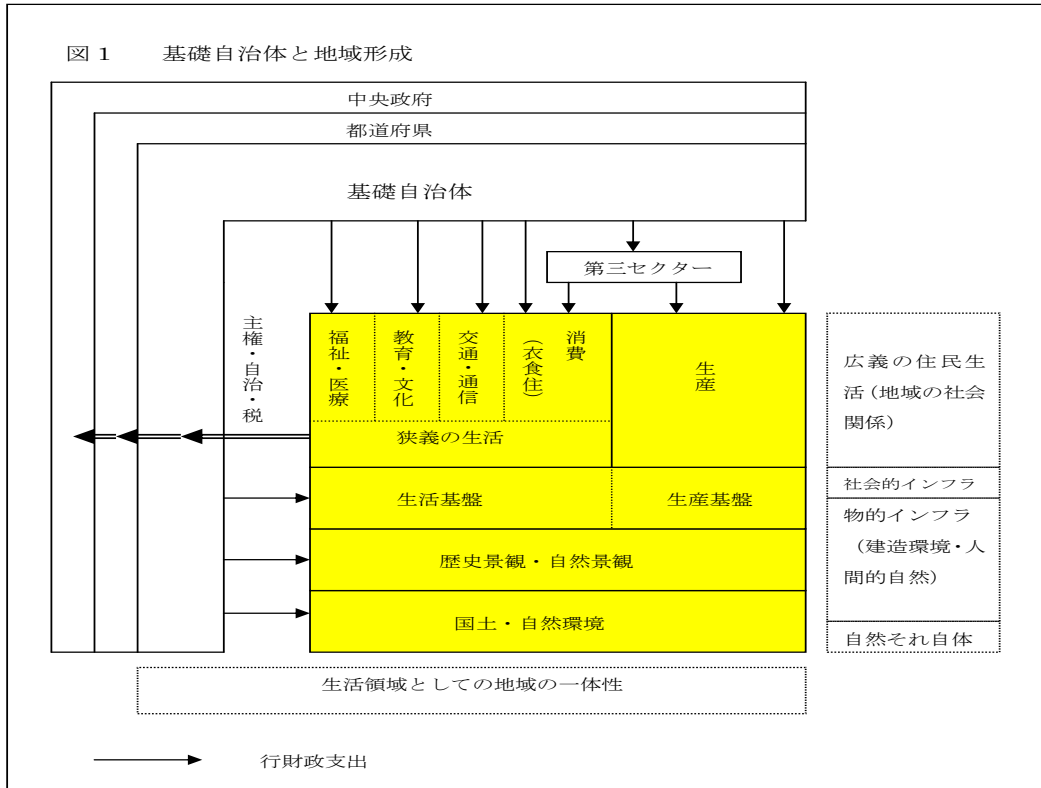


図3 京丹後市合併前（98年度）の歳出規模と財政依存度

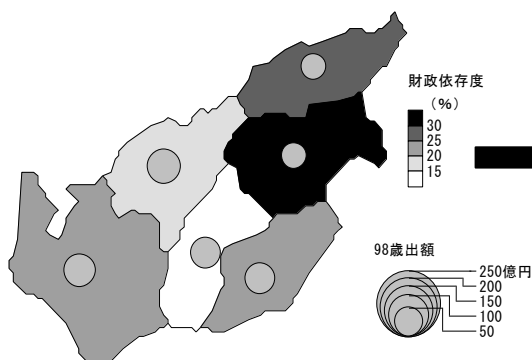
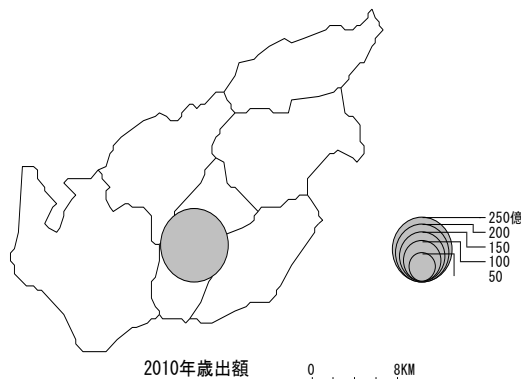


図4 京丹後市合併6年後の歳出予測



同時に、私の専門である地域経済学

の中で考えてみますと、京都の北部に6つの町が合併した京丹後市というところがあります。6つの町はだいたい1万人ぐらいの人口で、それぞれ40億円から50億円の財源を持っていました。この図3、図4にあります ● の大きさは6町の財政規模を示しています。町を塗りつぶしている色の濃さは地域内生産（その地域で1年間に生産する富）に占める自治体財政の比重です。真っ黒くなっているところがだいたい40%で、薄くなるに従って比重が下がってきます。合併によって市の財政は大きくなりましたが、地域経済に占める比重は大きく下がっています。町の財政というのは、その地域の大きな経済主体です。沢山の金額を投資するし、その関係で工事の受

発注が行われたり、物品とか請負サービスの受発注があるわけです。しかし、今回の栃木市のように合併が行われますと、この6つある自治体の投資の主体が一つになるわけです。そこで一番心配されるのが周辺部です。周辺部でそういう投資の核がなくなってしまう、地域経済が衰退していくのではないかということが心配されるわけです。実際に、放っておいたらどんどんそういうことが起きてしまいます。

そういう中で、合併したところで地域をつくる主体として行財政の持っている力を住民の暮らしの中にどういう形で結合していくのか、繋げていくのか、ここに工夫が必要であるということになるわけです。

2) 基礎自治体の最も合理的な単位 「住民の生活領域としての地域」に立脚する共同最高裁判例 「単に法律で地方公共団体として取り扱われているだけではならず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また、現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とする」（1963年3月27日）

基礎自治体というのはどういう広がりが一番合理的なのかということですが、これに関しては、最高裁判所の判決が判例として残っています。住民の皆さんの生活の範囲、一番狭い範囲、後期高齢者あるいは小学校に入る前の子供たちでは半径500メートルくらいです。もう少しいえば農山村でいえば集落の範囲、あるいはまち場では小学校区の範囲です。そういうところから始まって、現在は車を使っているので相

当広がってきていますが、その中で都市化が進めばお互いに自分たちの地域としての一体感が生まれるわけです。この判例の法律的な表現でいえば「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在するんだと、そういうところが一つの基礎自治体のエリアとして設定されることが望ましいという考え方が出ています。

3) 「平成の大合併」の帰結→第29次地方制度調査会答申（2009年6月）

政府による合併推進政策に「一区切り」←「こんなはずではなかった」との声が強まるとくに合併して周辺部になった旧町村地域が問題に

ところが、今回の政府が進めた平成の大合併では、明らかに大きすぎる自治体が

できてしまいました。栃木市は280平方キロメートルくらいですからそれ程広いわ

表5 唐津市における合併に対する全体的評価

	良かったと思う	良くなかったと思う	どちらともいえない	分からない	総計
総計	10.2%	37.2%	42.7%	9.9%	100.0%
旧唐津市内	11.3%	22.2%	52.6%	13.9%	100.0%
旧町村小計	9.3%	50.0%	34.2%	6.5%	100.0%
浜玉	11.9%	37.3%	41.8%	9.0%	100.0%
七山	12.1%	51.5%	33.3%	3.0%	100.0%
巖木	10.7%	64.3%	21.4%	3.6%	100.0%
相知	6.1%	51.0%	34.7%	8.2%	100.0%
北波多	20.4%	38.8%	36.7%	4.1%	100.0%
肥前	2.3%	52.3%	38.6%	6.8%	100.0%
鎮西	3.9%	60.8%	29.4%	5.9%	100.0%
呼子	6.1%	57.6%	27.3%	9.1%	100.0%

資料：地域循環型経済の再生・地域づくり研究会『地域循環型経済の再生・地域づくり研究会中間報告』2008年10月。回答総数724。

けではありませんが、とんでもない広さということで私が調べたところでは、例えば岐阜県の高山市は2000平方キロメートル、人口は10万人弱です。これは香川県や大阪府の面積を超えて東京都と同じくらいの面積です。静岡県浜松市は1500平方キロメートル、栃木県日光市もかなりの広さです。そういうことで大きすぎる自治体ができてしまっているのではないかとということがありまして、政府のレベルでは2009年の6月の時点で政府が推進する合併政策は止めるという答申が出ているわけです。それは大きな合併をしたところで、「こんなはずではなかった」という声がだいぶ出てきてしまっていて、これ以上合併を進めても無理ではないかということになってきたのではないかと思います。

表5を見ていただくと、佐賀県の唐津市ですが、9つの市町村が合併しました。

2008年に自治労連と自治体問題研究所で共同の調査を行いました。合併してよかったか悪かったかということで、先行事例、失敗から学ぶということでは是非これは皆さん見ておいて欲しいと思います。「良かったと思う」と「良くなかったと思う」比率ですが、旧町村の方が旧唐津市内よりも「良くなかったと思う」比率がぐっと高くなっています。しかも「巖木」という市役所から一番遠い地域ですが、福祉関係のサービスが切り落とされてしまったということで不満がぐっと出てきてしまっているわけです。唐津市の場合は、地域自治制度に関しては地域審議会という緩やかな会議を作っただけです。ほとんどの支所機能を切り落としてしまったんです。こういうことの結果として生まれてきているという事例です。



#### 4) 東日本大震災で露呈した合併自治体の周辺部の問題 災害に弱い地域構造に

もう一つ、最近私は震災の被災地を回っているわけですが、その中で気仙沼市あ

表1の旧本吉地区では、平成の大合併で地区の職員数が大幅に減ってしまい、安否確認が遅れてしまう、救援物資の配達も遅れてしまう、さらに今復興計画作成に関して大変戸惑っているという事態になっています。さらにクロス人事といいまして、他の地域に住んでいる人たちがやって来ていて、地域のことがよく分らないわけです。それで安否確認が遅れてしまうということもあります。この地域では、合併特例で地域協議会を置いているのですが、年2回会議を開催するのがやっとのところでした。地域協議会はあるけれども、支所に財政権限があるわけでもないし、計画立案の権限

るいは石巻市の周辺部の所に行きました。

もありません。全部本庁執行です。今復旧・復興の段階で対応が非常に遅れてしまうという問題が起きているわけです。そういう中で、この地域では地域協議会を月1開催して、市の復興計画に対してしっかりと物を言おうではないかという動きが活発になってきています。

石巻市でもそうです。牡鹿半島地域でもそういう動きが出てきています。合併した旧町村単位のところで、やはり地域自治組織的なものが必要だということが災害を通して明らかになってきたということがあるわけです。

	2001年度	2004年度	2010年度	地区別職員	2004年度比
旧気仙沼市	546	529	600	492	-37
旧唐桑町	104	95		27	-68
旧本吉町	144	142		81	-61
合計	794	766	600	600	-166

資料:2001~08年度は総務省「決算カード」。2010年度は『気仙沼市統計書』による。

注:旧本吉町の2010年度職員数のなかには、本吉病院勤務の31人を含む。

#### 5) 改めて、合併して広域化した地方自治体の機能、大きさ（面積、人口）と地域づくりのあり方を検証すると同時に、広域合併自治体における地域自治組織（地域自治区）の重要性と可能性を明らかにしてみたい

今日は、地域自治区、私たちは地域自治組織と呼んでいます、それから地域自治区の中にある協議会、もう一つはまちづくり団体、これは住民自身が自主的にやっ

ている組織でありますが、そこと市役所の総合支所的な事務機構、この三者が結合することが大事だということを考えてみたいと思います。

## I なぜ、市町村合併でうまくいかないところが多いのか

### 1) 住民の生活領域とかけ離れた行政領域の人為的創出。議員数の減少により住民の声が届かない（住民自治の空洞化。とりわけ人口が少ない地域からの代表が減少）

何故、先行した市町村合併、特に大規模合併がうまくいっていないのかという問題について考えてみたいと思います。失敗から学ぶということです。二度と同じような轍は踏まない。そこでどういうことが問題だったかを私なりに整理してみます。

一つは、住民の生活領域とかなりかけ離れた行政領域ができてしまって、生活をするには余りにも広すぎる単位が市役所の行政領域になってしまったということです。そこに地域自治区的なものがなければ住民の声が届かないわけです。特に議員数が大幅に削減されていきますから、その地域の声が市議会に反映できなくなってしまうということが起こってしまいます。例えば、先程代表例で挙げました岐阜県高山市の場

合、野麦峠のある旧高根村では人口が合併前に900人くらいだったんですけれども、合併後4年間で3割くらい減ってしまいました。議員の数は合併特例で1人いたんですけれども、2回目の投票からは大選挙区になりますので、とても10万人都市の中で600人とか500人の人口では1人も出すことはできません。それまでは10人弱の議員で10数億円の予算を決定できていました。これが何も言えなくなってしまうということが一つの象徴です。栃木市の場合はそういう小さな自治体はありませんので、そういうことは起こらないとは思いますが、極端な例でいうとそういうことになってしまうわけです。

### 2) 地域経済を支えてきた地域内再投資主体である町村役場の消滅→役場経済と直接（公共調達）・間接（職員の消費支出）的に結びついていた民間経済主体の市場収縮→周辺部を中心に地域内再投資力が弱体化し、担税力が低下

### 3) 一時的な財政優遇と財政危機の段階的深化（三位一体の改革と合併特例債圧力）による職員数、専門職員・支所職員の削減と民間化の進行、公共サービスの低下と住民負担の増大→周辺部をはじめとして定住条件低下→人口減少の加速。岐阜県高山市では、旧高根村で合併後4年間で人口が3割も減少

二つ目は、地域経済の話です。6ページの図3と図4のように、6つの投資主体が一つにまとまっていくわけです。今回の合併は旧合併特例法と合併新法に基づいています。経過措置がありまして、図2は旧合併特例法のもので、10年間は合併前と同じように旧市町村ごとに地方交付税交付金を算定してそれを合算して交付します。11年後から15年後にかけて2割ずつカットして、16年後にはあるべきところに持っていきますよというのが、●の折れ線グラフです。合併をしなかった場合の○の

折れ線グラフと16年後に交差します。合併新法でいきますと、単純に言えばこれが5年間で圧縮されます。そういうことになってきますと、財政の規模が小さくなってくるわけです。大きな自治体になって、財政規模はぐっと収縮してしまうということになってきますと、放っておいたら、周辺部分で地域経済が衰退して人口が減ってしまうということになってしまうのではないかとこのことがあるわけです。

実際に、この京丹後市の場合、三位一体の改革もありまして財政がかなり厳しく

なります。予定よりも早く職員数を減らさざるを得なくなります。4年間で25%くらい減らしています。そういうこともあって、周辺の5町では役場がその地域から無くなってしまったということで、建設業と

か食堂とか小売店とか仕事がなくなってしまい、人口が減ってしまうわけです。それが図7です。何もしなければこういうことが起こってしまうということです。

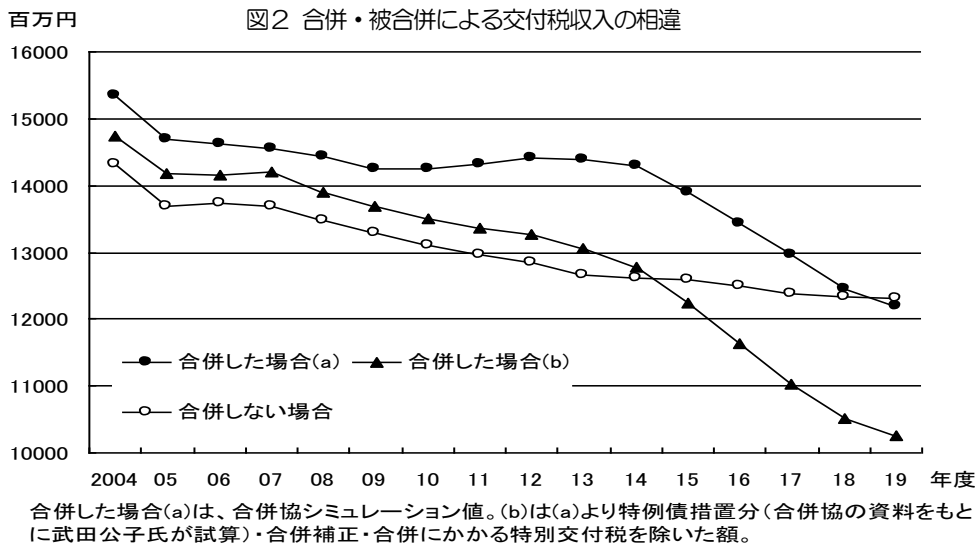
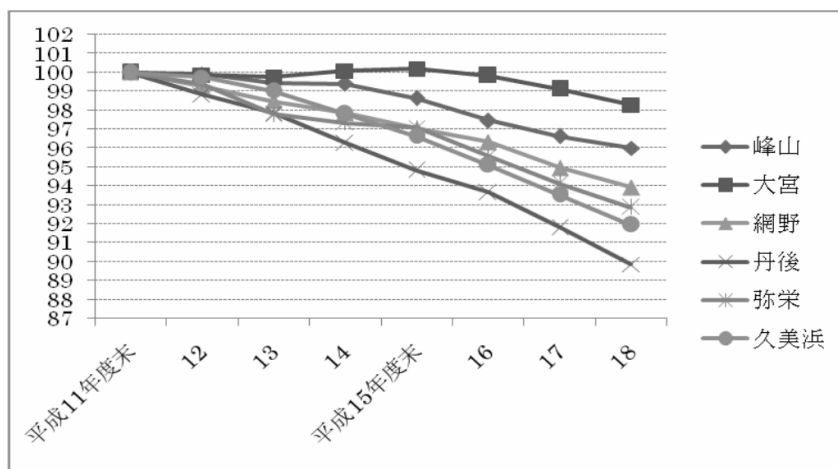


図7 京丹後市旧町別人口推移 (1999年度基準)



4) 合併特例による財政上の優遇期限が切れる5~10年後にはさらに状況が悪化する

「平成の大合併」のモデル=兵庫県篠山市の財政危機の深刻化「篠山市が将来の財政見通しを発表した。赤字が続いて、貯金も3年後には底をつき、4年後には単年度で予算が組めない。よほどリストラをやらない限りは、6年後の2013年には財政再建団体に陥る可能性がある」(『丹南新聞』2007年5月13日)

もう一つは、財政危機です。特に、今回は合併特例債が使えますよということで、公共事業をどんどんやっていけるわけです。ところがやり過ぎると、これは兵庫県の篠山市、平成の大合併のモデルになった市で

すが、合併特例債をバンバン使ったわけですが、その結果何が起こったかというと、とんでもない財政危機になりまして、財政健全化法の一番深刻な指標のところまで今きています。

#### 5) 団体自治と住民自治を両輪とした本来の地方自治の空洞化

「道州制導入論者の多くは、効率化の観点から、地方分権を企業の競争論理と全くの同列と誤解し、自治体を国家と見紛うまでに大きいものに変革しなければならぬと考えている。最近の企業合併や大規模な自治体誕生など、「拡大化」に対する節度が感じられない事例が増えている。その論理には、生きた住民が登場しない。地方自治とは、そこに生活する住民の意思をいかに汲み取るかが重要なのである。」(西川一誠・福井県知事『「ふるさと」の発想』岩波新書、2009年7月)

こういう中で、やはり団体自治は確かに財源として大きくなったけれども、住民自治という視点からみると、その財源が自分たちのためになかなか有効に使われない、声が届かないという問題が多くの大規模合

併をしたところでは起こってしまってきているわけです。これに関しては、福井県知事の西川一誠さんという方、この方は元々自治省のお役人だった方ですが、この方が岩波新書から『「ふるさと」の発想』という本を出されているわけですが、その本の最後のところで、大きければいいというような考え方に関わって、「その論理には、生きた住民が登場しない。地方自治とは、そこに生活する住民の意思をいかに汲み取るかが重要なのである」と書かれているわけです。そこに住んでいる生きた人間の声を汲み上げていくことこそが地方自治の原点ではないかという一番大切なところを指摘されているわけです。

(本稿は、講演録を基に事務局がまとめた原稿に講演者が修正を加えて作成したものです。)

